

内閣参質一八〇第一五九号

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員福島みづほ君提出死刑執行に関する行政手続の情報公開及び確定死刑囚の処遇に係る情報の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みづほ君提出死刑執行に関する行政手続の情報公開及び確定死刑囚の処遇に係る情報の取扱いに関する質問に対する答弁書

#### 一から四までについて

御指摘の死刑執行に関する行政文書の開示については、法務省の関係部局が開示請求に係る行政文書の内容を十分に精査した上で、法務大臣が、当該文書のうち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第一号本文及び第四号に掲げる情報が記録された部分を除いた部分について開示する決定をしたものであり、適切に対応したものと考えている。また、お尋ねの「相当の理由」については、個々の行政文書に記録されている情報ごとに個別具体的に判断したものであり、一概にお答えすることは困難である。

#### 五から七までについて

被害者の遺族との個別具体的な連絡状況については答弁を差し控えたいが、法務省においては、一般的に、被害者の遺族に対して死刑確定者の処遇状況等に関する情報は提供しておらず、また、そのような情報提供を行う制度はない。

